



JAPAN HERITAGE

日本遺産

第6期館林市障がい福祉計画・ 第2期館林市障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
館林市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
（1）障がい者計画との関連	2
（2）その他計画との関連	2
（3）本計画が対象とする障がいのあるかた・障がいのある児童の定義	3
第3節 計画の期間	4
第2章 障がいのあるかたの状況	5
第1節 統計から見る状況	5
（1）人口の状況	5
（2）障害者手帳所持者の状況	6
（3）就労の状況	11
（4）障がいのある児童の状況	12
第2節 アンケート調査結果から見る状況	13
（1）障害者手帳をお持ちのかたを対象とした調査結果	13
（2）一般市民を対象とした調査結果	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
第1節 計画の基本理念	16
第2節 サービス提供・支援に関する基本的な考え方	19
（1）障がい福祉サービスの提供について	19
（2）相談支援の提供について	19
（3）障がいのある児童への支援の提供について	20
第3節 本計画の成果目標	21
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	23
（4）福祉施設から一般就労への移行等	23
（5）障がいのある児童支援の提供体制の整備等	25
（6）相談支援体制の充実・強化等	26
（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	27

第4章 サービス見込量と今後の方向性	28
第1節 障がい福祉サービスの体系	28
第2節 障がい福祉サービス	30
（1）訪問系サービス	30
（2）日中活動系サービス	32
（3）居住系サービス	38
（4）相談支援サービス	40
第3節 障がいのある児童支援サービス	42
第4節 地域生活支援事業	47
第5章 計画の円滑な推進に向けて	56
第1節 関係機関等との連携強化	56
第2節 計画の進行管理・評価	56
第3節 支援の円滑な実施の確保に向けて	57
資料編	58
1 館林市外五町地域自立支援協議会運営要領	58

※「障害」と「障がい」の表記の違いについて

固有名詞や法令等により、漢字で名称が定められている場合は「障害」を、一般的なものや市で定めるものについては、ひらがなを含む「障がい」で表記をしています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国においては、平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行、平成26年1月の「障害者権利条約」批准、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、法・制度の面から障がいのあるかたを支える環境整備を進めています。

他方、高齢化の進行や、社会経済状況が大きく変化する中、障がいのあるかたやその家族が地域で安心して生活できるよう、地域社会の連携による見守りと支援の取り組みが一層重要性を増しています。

館林市では、平成23年度から発達障がいの支援に取り組み、平成27年度から他市に先駆け、発達障がい者支援事業を本格的に実施し、指導者の養成や質の良い療育の提供、地域の発達障がい者支援の仕組みづくりに努めています。平成29年4月には「館林市きずなを結び共に育む手話言語条例」を施行し、手話は言語であるという理念のもと、市民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会を目指し、手話への理解や普及を進めています。また、平成30年2月より「たてばやし後見支援センター」を開所し、本人や親族・関係機関のかたが成年後見制度を利用しやすい環境を整え、判断能力が低下しても安心して地域で暮らし続けられる地域社会の実現に努めています。

平成30年3月に策定した「第5期館林市障がい福祉計画・第1期館林市障がい児福祉計画」では、「(1)障がいのあるかたの自己決定と自己選択の尊重」「(2)すべての障がいのあるかたと障がいのある児童へ必要なサービス提供体制の整備」「(3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」をめざし、そしてこの計画をもとに、本市の障がい福祉施策を推進してきました。

令和2年度末に「第5期館林市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することを受け、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく理念や基本指針を踏まえ、これまでの障がい福祉計画同様に、障がいのあるかたが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる地域社会の実現を目指し、新たに令和3年度を初年度とする「第6期館林市障がい福祉計画・第2期館林市障がい児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

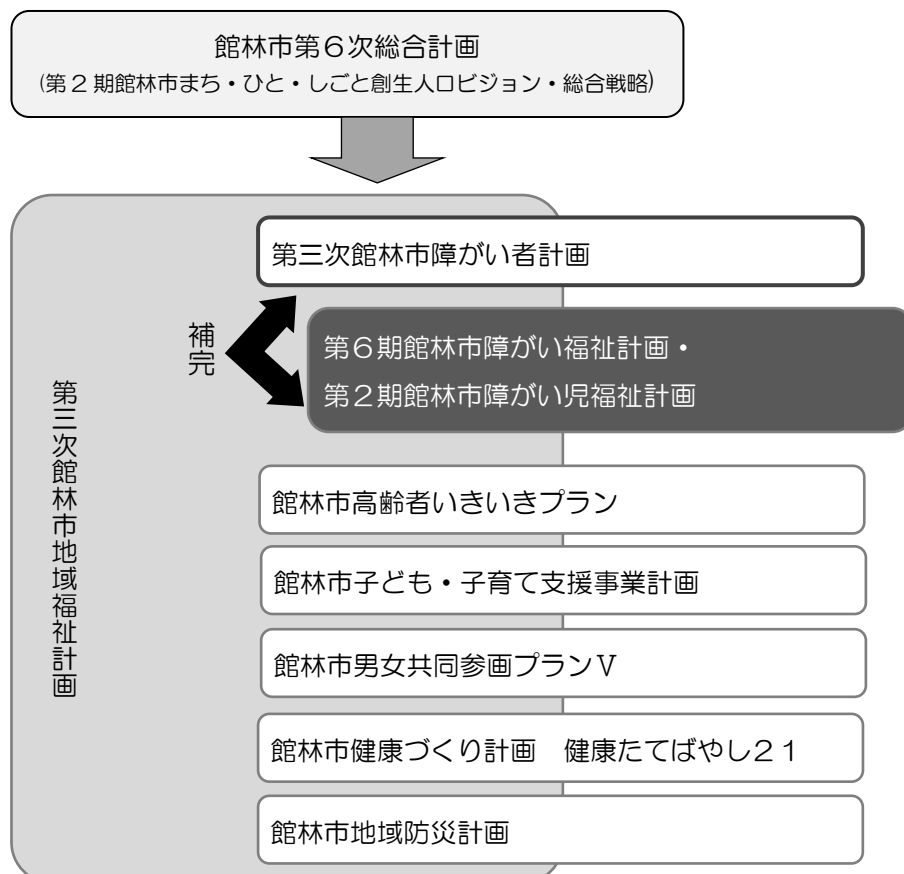
(1) 障がい者計画との関連

「第6期館林市障がい福祉計画・第2期館林市障がい児福祉計画」（本計画）は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになるものです。

障害者基本法第11条第3項に基づき、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画として策定されている「第三次館林市障がい者計画」とは、相互に密接な関係のもとに、策定と施策展開を図ります。

(2) その他計画との関連

本計画は、令和3年3月に策定された「館林市第6次総合計画」を上位計画とし、「第三次館林市障がい者計画」と相互に補完的であるとともに、「第三次館林市地域福祉計画」をはじめとする他の福祉関連計画との整合・連携を図りながら策定・推進します。



(3) 本計画が対象とする障がいのあるかた・障がいのある児童の定義

本計画における「障がいのあるかた」の定義は、障害者基本法第2条第1項に従い、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるかたであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また、精神障がいには高次脳機能障がいと診断され精神障害者保健福祉手帳を取得したものを含み、障害者総合支援法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度であるかた（難病患者）も含まれます。

また、「障がいのある児童」については、上記に規定されるかたのうち18歳未満のかたとします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8年 度
障がい福祉計画	第5期			第6期 (本計画)			第7期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期 (本計画)			第3期		
障がい者計画	第三次				第四次				

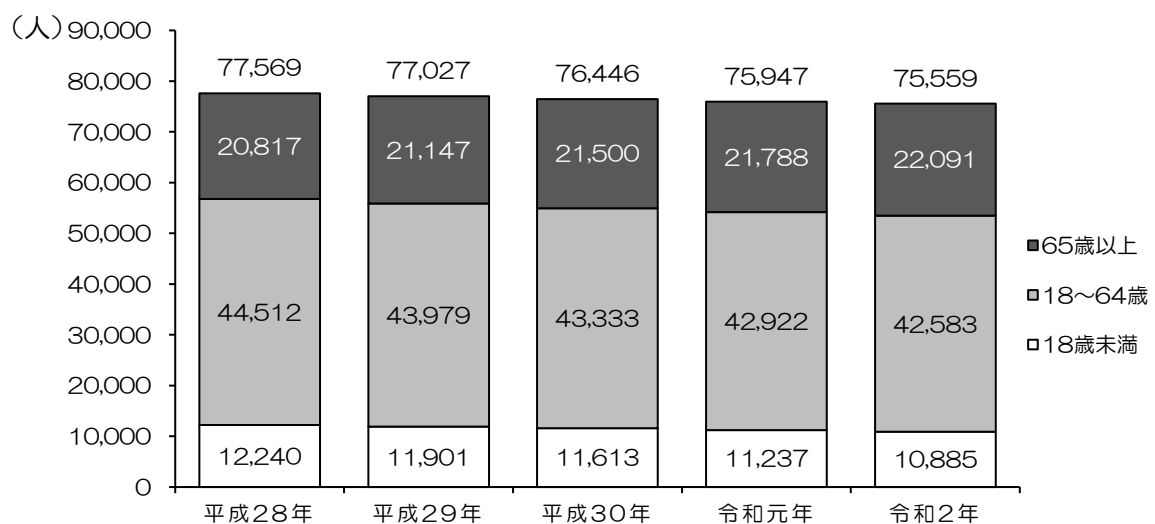
第2章 障がいのあるかたの状況

第1節 統計から見る状況

(1) 人口の状況

平成28年から令和2年にかけての、総人口の推移をみると、77,569人から75,559人へと、2,010人減少しています。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

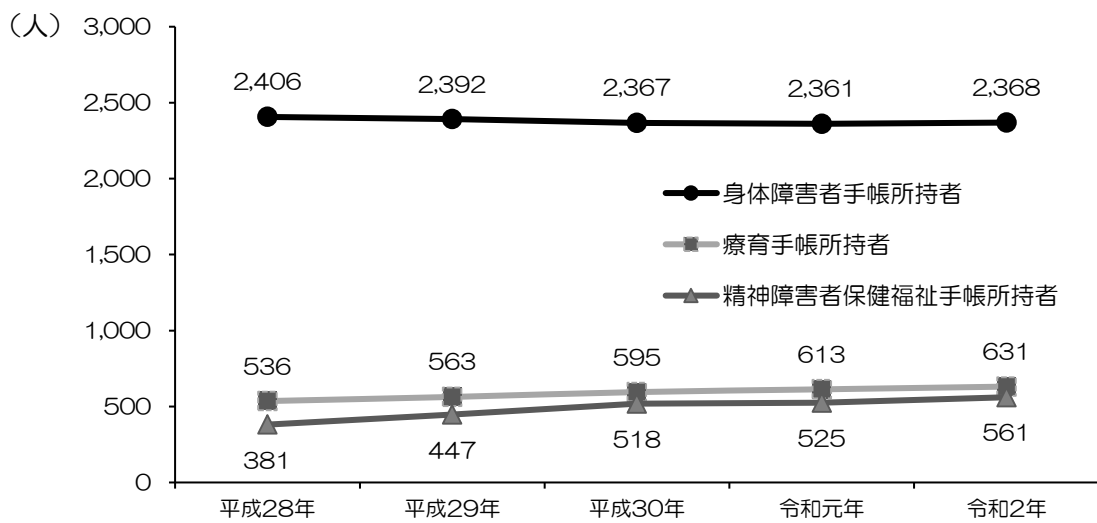
(2) 障害者手帳所持者の状況

①障害者手帳所持者の状況

平成28年から令和2年にかけての、障害者手帳所持者数をみると、3,323人から3,560人へと、237人増加しています。

手帳種別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者	2,406	2,392	2,367	2,361	2,368
療育手帳所持者	536	563	595	613	631
精神障害者保健福祉手帳所持者	381	447	518	525	561
総数	3,323	3,402	3,480	3,499	3,560

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成28年から令和2年でみると、全体ではほぼ横ばいとなっています。

等級別にみると、各年とも「1級」及び「4級」の割合が高くなっています。

障がい部位別にみると「肢体不自由」及び「内部障がい」の割合が高くなっています。

年齢別にみると、大部分は18歳以上で、18歳未満は2%台となっています。

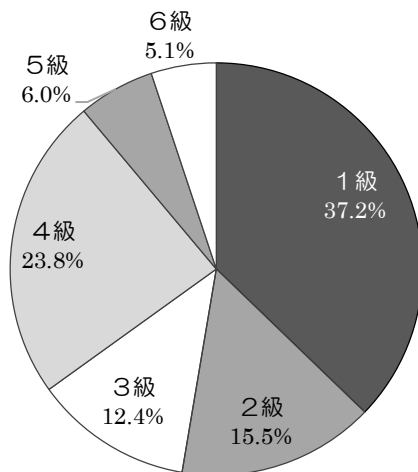
■身体障害者手帳所持者数（障がい等級別・障がい部位別・年齢別）

（単位：人）

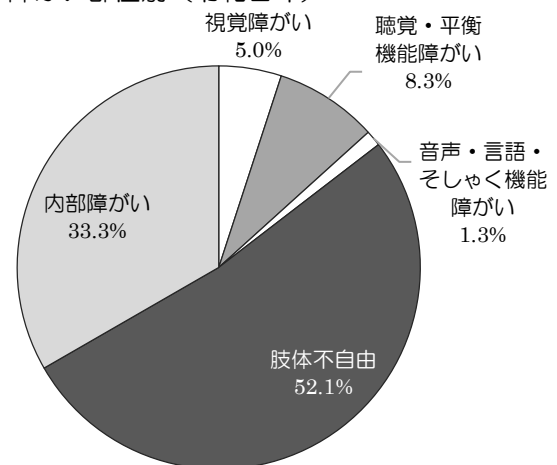
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障がい等級別	1級	869	894	875	866	881
	2級	359	360	354	365	366
	3級	330	316	304	296	294
	4級	598	567	570	570	564
	5級	139	139	141	141	142
	6級	111	116	123	123	121
障がい部位別	視覚障がい	137	127	122	122	119
	聴覚・平衡機能障がい	179	191	192	189	196
	音声・言語・そしゃく機能障がい	30	28	27	29	30
	肢体不自由	1,326	1,289	1,267	1,243	1,234
	内部障がい	734	757	759	778	789
年齢	18歳未満	48	54	53	50	53
	18歳以上	2,358	2,338	2,314	2,311	2,315
総数		2,406	2,392	2,367	2,361	2,368

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

■障がい等級別割合（令和2年）



■障がい部位別（令和2年）



③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者について、平成28年から令和2年でみると、全体ではゆるやかな増加傾向になっています。

障がい程度別にみると、「軽度（B軽・B2）」の割合が大きく増加しています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向となっています。

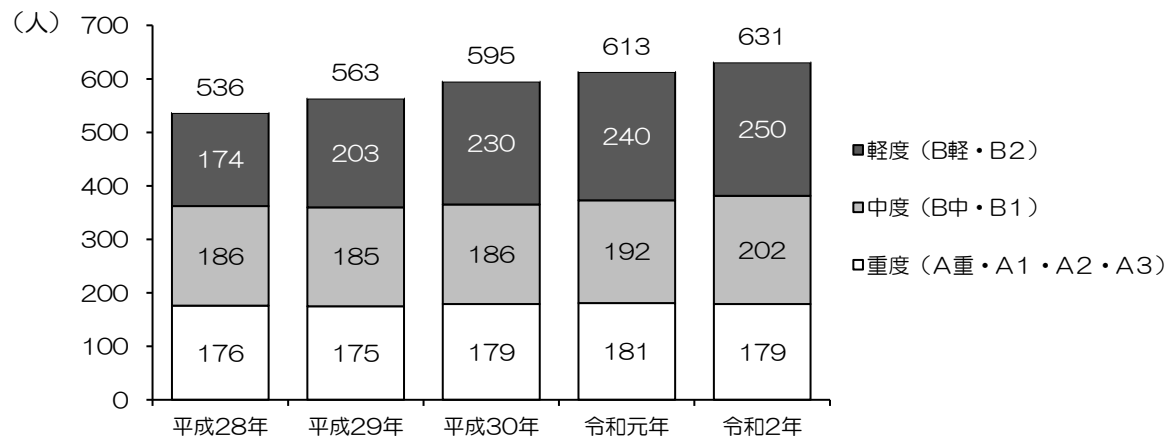
■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別・年齢別）

（単位：人）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障がい程度別	重度（A重・A1・A2・A3）	176	175	179	181	179
	中度（B中・B1）	186	185	186	192	202
	軽度（B軽・B2）	174	203	230	240	250
年齢	18歳未満	140	153	181	183	186
	18歳以上	396	410	414	430	445
総数		536	563	595	613	631

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者について、平成28年から令和2年でみると、全体では増加傾向となっています。

障がい等級別にみると、各年度とも「2級」の割合が高くなっています。

年齢別にみると、大部分は18歳以上で、18歳未満は1%台となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(障がい等級別・年齢別) (単位：人)

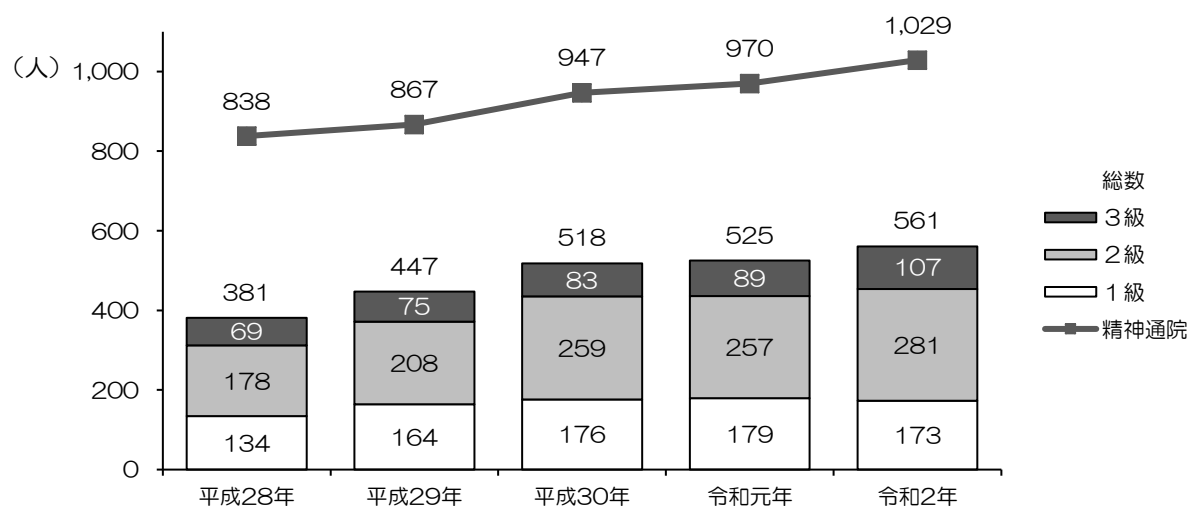
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障 が い 等 級 別	1級	134	164	176	179	173
	2級	178	208	259	257	281
	3級	69	75	83	89	107
年 齢	18歳未満	2	4	9	11	9
	18歳以上	379	443	509	514	552
総数		381	447	518	525	561

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者証取得者について、平成28年から令和2年でみると、増加傾向となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者証取得者の推移 (単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神通院	838	867	947	970	1,029



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

⑤難病患者の状況

原因不明かつ治療方法が確立していない疾病を「難病」としています。その中で、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患（指定難病）、あるいは小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から障がいの範囲に加わっています。障がい福祉サービスの対象となる難病については、令和元年7月からは、361 疾病に拡大されました。

また、医療費助成の対象は、同じく令和元年7月から、333 疾病に拡大されています。

平成 28 年から令和 2 年にかけての、特定疾患医療給付及び難病患者の推移については、次のとおりです。

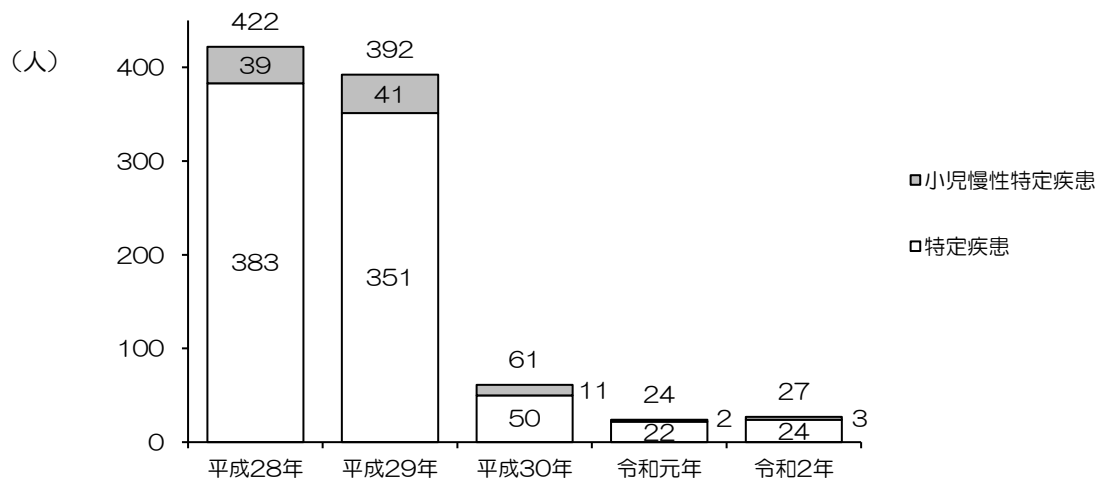
■特定疾患患者等見舞金支給者数の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定疾患	383	351	50	22	24
小児慢性特定疾患	39	41	11	2	3
総数	422	392	61	24	27

※平成 29 年度より支給要件を変更したため、平成 30 年度以降の支給者数は減少しています。

■特定疾患患者等見舞金支給者数の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

■難病患者の推移

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定疾患（指定難病）認定者	513	514	438	444	457
小児慢性特定疾病認定者	56	63	61	54	52
総数	569	577	499	498	509

資料：館林保健福祉事務所（各年3月31日現在）

(3) 就労の状況

特別支援学校卒業生の就職状況についてみると、前年度卒業生のうち約4割が一般就労、約6割が福祉的就労に就いています。

■特別支援学校卒業生の就職の状況

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
前年度卒業生数	15	17	22	24	20
卒業生の就職者数（一般就労）	6	5	5	7	8
卒業生の就職者数（福祉的就労）	9	11	17	17	12

資料：館林高等特別支援学校（各年5月1日現在）

(4) 障がいのある児童の状況

①障がい児保育の状況

平成28年から令和2年にかけての、障がい児保育の利用人数をみると、増加傾向となっています。

小学校の特別支援教育について、特別支援学級通学者数、通級指導教室通学者数ともに増加傾向となっています。

中学校の特別支援教育についても、特別支援学級通学者数、通級指導教室通学者数ともに増加傾向となっています。

高等学校の特別支援学校の通学者数は、減少傾向となっています。

■障がい児保育の状況

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障がい児保育利用人数	8	15	17	18	27

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

■特別支援教育の状況（小学校）

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特別支援学級通学者数	79	84	94	105	127
通級指導教室通学者数	78	66	97	113	119
特別支援学校通学者数	44	40	42	44	46
合計	201	190	233	262	292

資料：学校教育課・館林特別支援学校（各年5月1日現在）

■特別支援教育の状況（中学校）

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特別支援学級通学者数	33	37	42	47	45
通級指導教室通学者数	2	5	8	10	6
特別支援学校通学者数	28	23	22	21	27
合計	63	65	72	78	78

資料：学校教育課・館林特別支援学校（各年5月1日現在）

■特別支援教育の状況（高等学校）

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特別支援学校通学者数	65	71	66	60	56

資料：館林高等特別支援学校（各年5月1日現在）

第2節 アンケート調査結果から見る状況

第三次館林市障がい者計画の策定にあたり、障がいのあるかた及び一般市民を対象に、アンケート調査を実施しています。その結果の中から、本計画の策定に関連するものを以下に抜粋しています。

■調査の概要

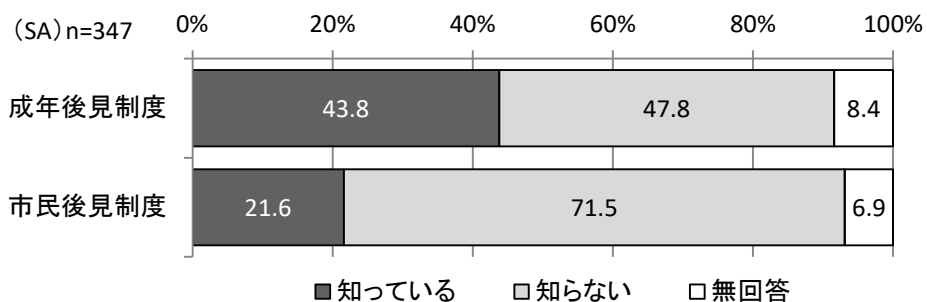
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳をお持ちのかた	500 件	347 件	69.4%
一般市民	2,500 件	1,443 件	57.7%

※SAは単数回答、MAは複数回答を表します。

(1) 障害者手帳をお持ちのかたを対象とした調査結果

①「成年後見制度」、「市民後見制度」の認知度

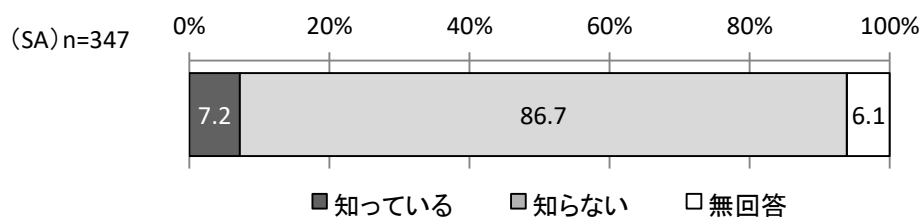
「知っている」と回答したかたは、成年後見制度で43.8%、市民後見制度では21.6%で、特に市民後見制度の認知は進んでいない状況です。



※市民後見制度：判断能力が十分でないかたの金銭管理や日常生活上の契約などを、本人を代理して、裁判所から選任を受けた、親族以外の市民による後見人である「市民後見人」が行う制度です。

②「地域生活支援拠点」の認知度

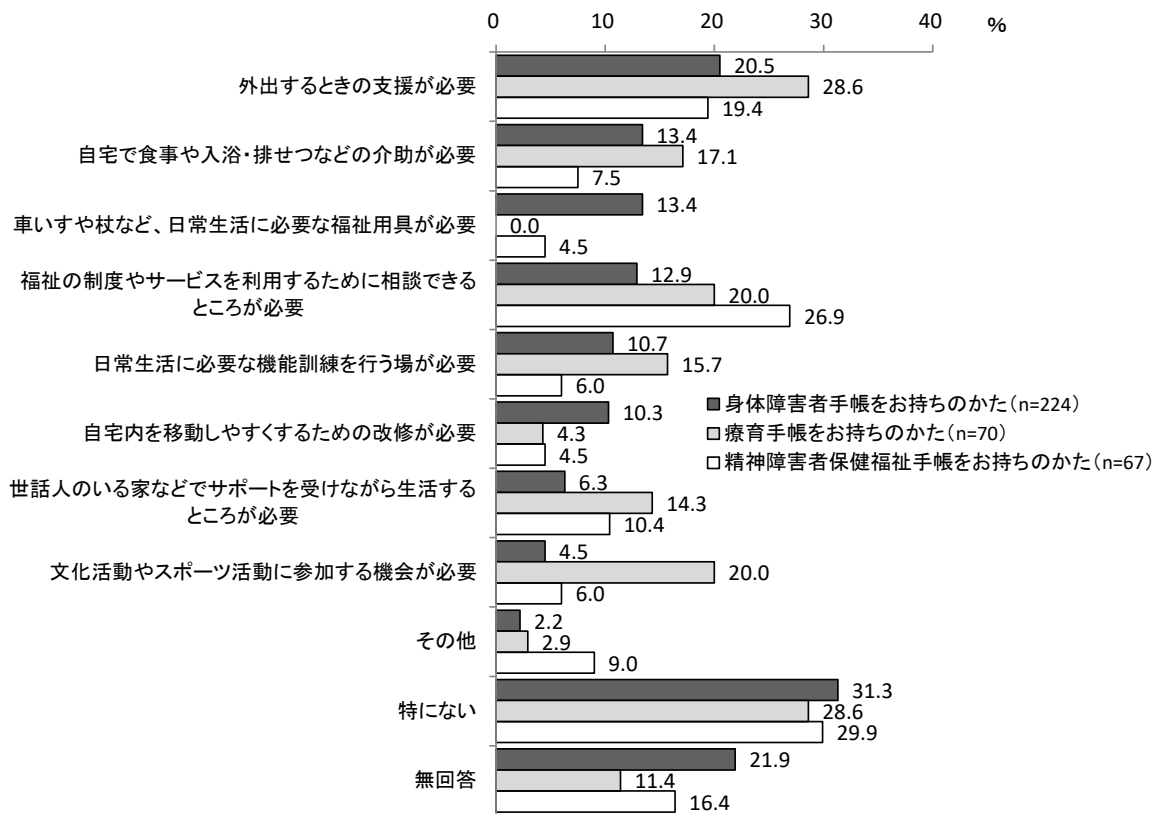
「知っている」と回答したかたは7.2%で、9割近くのかたは「知らない」と回答しています。



※地域生活支援拠点については、23ページ参照

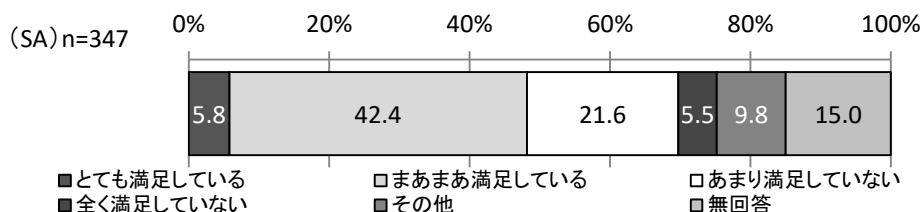
③毎日の生活を送る上で、必要なこと

「特にない」を除き、回答数が共通して多い項目は、「外出する時の支援が必要」です。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたでは、「福祉の制度やサービスを利用するために相談できる場所が必要」が26.9%で最も多い回答となっています。



④館林市の障がい福祉サービスの満足度

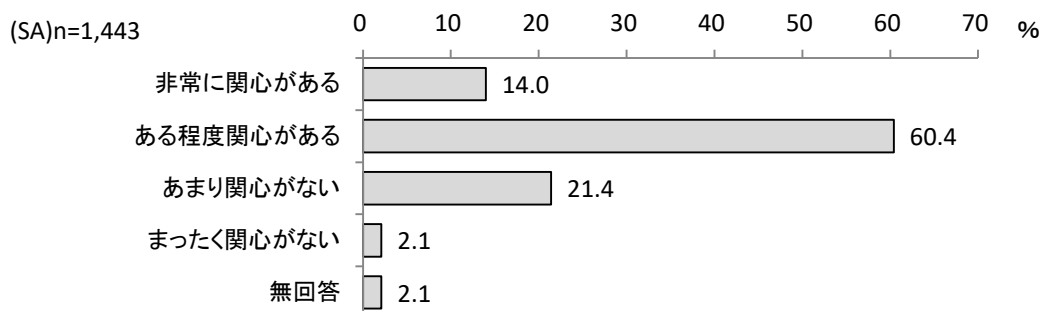
「とても満足している」と「まあまあ満足している」を合わせて、約半数のかたが満足していると回答しています。



(2) 一般市民を対象とした調査結果

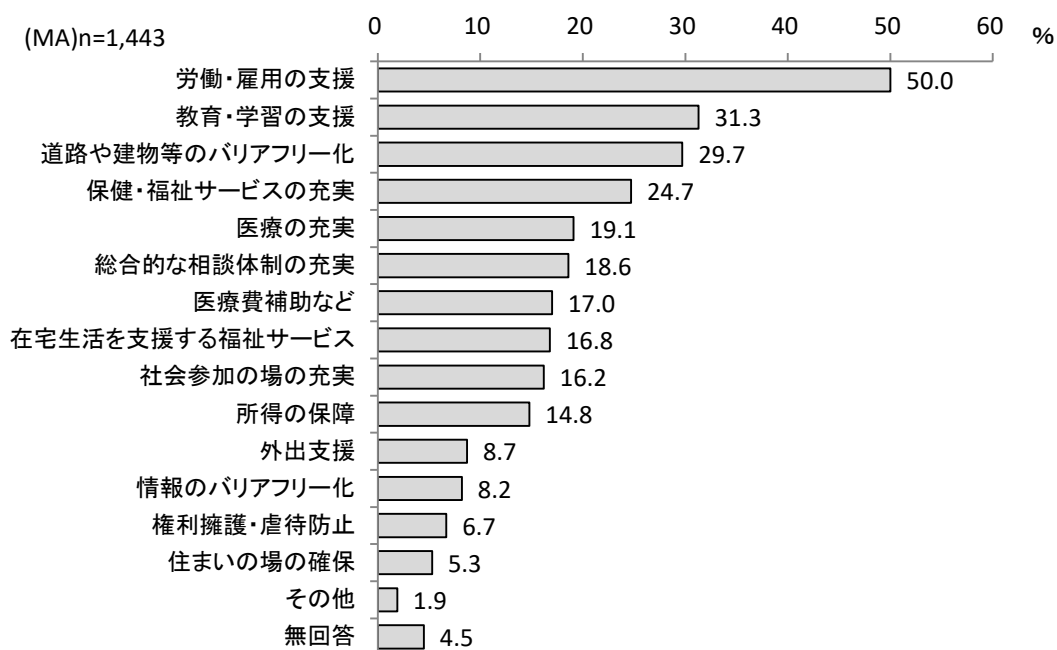
①障がいのあるかたの問題についての関心

「非常に関心がある」又は「ある程度関心がある」を合わせて、7割強のかたが「関心がある」と回答しています。



②障がいのあるかたが暮らしやすいまちになるため、市が取り組むべきこと (3つ選択)

「労働・雇用の支援」が5割で最も多く、「教育・学習の支援」、「道路や建物等のバリアフリー化」が3割前後で続いています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、館林市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成します。

■基本理念

(1) 障がいのあるかたの自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのあるかたや障がいのある児童及びその保護者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業並びに障がい児支援の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる範囲を身体障がいのあるかた、知的障がいのあるかた、発達障がい及び高次脳機能障がいを含む精神障がいのあるかた、並びに障害者総合支援法で定める難病等のあるかたとし、サービスの充実を図り、障がい福祉サービスの利用を促進します。また、障がいのある児童に対しても、教育機関や保育所等といった関係部署と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制づくりに努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのあるかたの自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのあるかたの生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域生活における安心感を担保し、相談、体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行なう機能が求められており、今後、障がいのあるかたの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの

機能をさらに強化していく必要があります。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行なう必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組のほか、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がいがあるかたが、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援を行なうにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がいのある児童が障がい児支援を利用することにより、地域

の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がいのある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解の基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がいのあるかた等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障がい福祉計画等に位置付け、計画的に促進します。

（６）障がい福祉人材の確保

障がいのあるかたの重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

（７）障がいのあるかたの社会参加を支える取組

障がいのあるかたの地域における社会参加を促進するためには、障がいのあるかたの多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がいのあるかたが文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのあるかたの個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がいのあるかた等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第2節 サービス提供・支援に関する基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供について

障がい福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念を踏まえながら、次の考え方に基づいて令和5年度までの目標量を設定します。また、目標達成に向けた障がい福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、計画的に実施します。

訪問系サービスについては、在宅の障がいのあるかた等がその程度や生活状況に応じてサービスを利用できるよう、提供体制の整備を支援します。

日中活動系サービスについては、障がいのあるかた等が希望するサービスを利用できるように、提供体制の整備を支援します。

地域生活移行者の居住の場については、地域生活における居住の場としてのグループホームの充実や、自立訓練事業等の推進により、福祉施設での入所または病院での入院から、地域生活への移行を進めます。また、障がいのあるかた等の地域における生活の維持のための地域生活支援拠点を、地域の関係機関と連携して充実します。

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業等を推進するとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、地域企業等と協力しながら、地域企業や福祉施設における雇用の場の拡大を目指します。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有するかたに対して適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症であるかた等及びその家族に対する支援を行う必要があります。

(2) 相談支援の提供について

障がいのあるかた等が地域において自立した生活を送るためには、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの安心で適切な利用を支え、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備が重要です。

障がい福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画について、利用者の希望や生活実態等を十分に踏まえて作成できるように、体制の充実に取り組みます。

上記の取組を効果的に進めるために、事業所、関係機関、館林市外五町地域自立支援協議会と連携し、障がいのあるかた等のライフステージに応じた切れ目のない障がい福祉サービス提供と当事者及び家族の安心につながる適切な相談支援を目指します。

(3) 障がいのある児童への支援の提供について

●乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援の提供

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制づくりを行います。

●地域支援体制の構築

障がい児通所支援等について、障がい種別等のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を行います。

●保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等との緊密な連携を図ります。また、障がいのある児童の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、県・市の子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保します。

障がいのある児童支援が適切に行われるために、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障がいのある児童への支援担当部局と教育委員会等との連携のもと、円滑な支援の実施と支援内容の充実を図ります。

●地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるよう体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

●特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援が受けられるよう、地域での支援体制の充実を図ります。医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的かつ包括的な支援の充実を図ります。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある児童に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障がいのある児童等に対しては、障がい児入所支援において心理的ケア等を提供することにより、障がいのある児童の状況に応じたきめ細かい支援に努めます。

●障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いの段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援の実施にあたり関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。障がいのあるかたの相談支援と同様に、障がいのある児童の相談支援についても質の確保及び向上を図りながら、適切な支援体制の構築を図ります。

第3節 本計画の成果目標

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について目標値・目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所しているかたのうち、障がい者自立訓練等のサービスを利用し、グループホームや一般住宅等に移行するかたの目標値を、これまでの本市の実績や実情を踏まえて設定します。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 ●当該数値目標の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。 ●令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
市の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム）等の確保により、地域生活移行者数を7人と設定します。また、これに伴い施設入所者数の減少を見込みますが、新たな施設入所者への需要を考慮し、削減見込みは5人と設定します。

項目	数値	備考	
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	107 人	○令和元年度末時点において施設に入所している障がいのあるかたの数。	
令和5年度末	【目標①】 地域生活移行者数	7 人	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。
		6.5 %	○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
	令和5年度末における施設入所者数	102 人	○令和5年度末時点での施設入所者見込数。
	【目標②】 施設入所者数の削減	5 人	○令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。
	4.6 %	○国の「基本指針」では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいのあるかたの精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための目標値を設定する。 ●精神障がいのあるかたの精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。 ●令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。【都道府県が設定】 ●令和5年度末までの精神病床における早期退院率を入院後3か月：69%以上、6か月：86%以上、1年：92%以上とする。
市の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域で設置した、保健、医療、福祉関係者等による協議の場において、目標値達成のために検討を行います。

項目	数値	備考
【活動指標①】 協議の場の開催	4 回	○国の「基本指針」では、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築が必要であり、一年間の開催回数の見込みを設定している。
【活動指標②】 地域移行支援の利用者数	1 人	○地域移行支援利用者数のうち精神障がいがあるかた
【活動指標③】 地域定着支援の利用者数	1 人	○地域定着支援利用者数のうち精神障がいがあるかた
【活動指標④】 共同生活援助の利用者数	37 人	○共同生活援助利用者数のうち精神障がいがあるかた
【活動指標⑤】 自立生活援助の利用者数	2 人	○自立生活援助利用者数のうち精神障がいがあるかた

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

障がいのあるかたの重度化、高齢化や、「親亡き後」を見据え、地域で障がいのあるかたやその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れるよう、地域生活支援拠点等の有する機能の充実に努めます。

国の基本方針	●地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1箇所以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
市の方針	●地域の複数の機関が分担し地域生活支援に必要な機能を整備・強化することにより、個々の機関が有機的な連携のもと、面的な支援体制の機能の充実に図ります。

項目	数値	備考
【活動指標①】 設置箇所数	1 箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数について、 年間の見込み数	6 回	○地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用するかたのうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用から一般就労へ移行したかたについて、今後一層の推進に向けた体制の整備を推進します。

国の基本方針	●福祉施設の利用するかたのうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行するかたの数値目標を設定する。 ●目標の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定する。
市の方針	●就労移行支援サービスの充実や関係機関の連携強化を通じて、令和5年度末での一般就労移行者数を2人とします。また、就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合を5割とします。

項目	数値	備考	
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	2 人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和元年度において一般就労した者の数。	
【実績②】 うち就労移行支援からの移行者数	2 人	○令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。	
【実績③】 うち就労継続支援 A 型事業移行者数	0 人	○令和元年度における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数。	
【実績④】 うち就労継続支援 B 型事業移行者数	0 人	○令和元年度における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数。	
令和 5 年度	【目標①】 うち一般就労移行者数	4 人 2 倍	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-2】 うち就労移行支援事業移行者数	3 人 1.5 倍	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-3】 うち就労継続支援 A 型事業移行者数	1 人 — 倍	○福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本とする。
	【目標①-4】 うち就労継続支援 B 型事業移行者数	0 人 0 倍	○福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の 1.23 倍以上とすることを基本とする。
	【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	3 人 7.5 割	○国の「基本指針」では、令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者のうち 7 割が就労定着支援を利用することを基本とする。
	【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	8 割	○国の「基本指針」では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を、全体の 7 割以上とすることを基本とする。

(5) 障がいのある児童支援の提供体制の整備等

障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応等に向けて、障がいのある児童支援の提供に関する成果目標を設定します。

国の 基本 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ●各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ●令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ●医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
市の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターの設置については、圏域で設置を検討します。 ●保育所等訪問支援サービス提供事業所の設置については、市町村での整備方針を検討します。 ●重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保にあたっては、市単独での確保を目指します。 ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、市単独での整備を目指します。 ●医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、市単独での整備を目指します。

項目	数値	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	<p>○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</p> <p>○市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	1 箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標③-1】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
【目標③-2】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に推進します。

国の基本方針	●令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
市の方針	●基幹相談支援センターについて、圏域での設置を検討します。

項目	備考
【活動指標⑥-1】 総合的・専門的な相談支援	○障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

項目	備考
【活動指標⑥-2】 地域の相談支援体制の強化	○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。 ○地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供するための取組を着実に推進します。

国・市の基本方針	●利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
----------	--

項目	備考
【活動指標⑦-1】 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	○市職員として都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加します
【活動指標⑦-2】 総合的・専門的な相談支援	○障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
【活動指標⑦-3】 総合的・専門的な相談支援	○障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

第4章 サービス見込量と今後の方向性

第1節 障がい福祉サービスの体系

障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障がい者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練（機能訓練）
		自立訓練（生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型）
		就労継続支援（B型）
		就労定着支援
		療養介護
	短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）	
	居住系サービス	自立生活援助
		共同生活援助（グループホーム）
		施設入所支援
		宿泊型自立訓練
	相談支援サービス	計画相談支援
		地域移行支援
地域定着支援		
障がい児サービス	障がいのある児童支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		医療型児童発達支援
		居宅訪問型児童発達支援
		福祉型児童入所支援
		医療型児童入所支援
		障がい児相談支援
		コーディネーターの配置

地域生活 支援事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
	福祉ホーム事業
	訪問入浴サービス事業
	日中一時支援事業
	社会参加促進事業
知的障がい者職親委託事業	

第2節 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのあるかたに、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、通院時における介助など生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常に介護を必要とするかたに、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのあるかたに、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護

知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とするかたに、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

⑤重度障がい者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障があるかたで、常に介護を要し行動上著しい困難を有する障がいのあるかたに対して、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービス	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用時間数	時間/月	1,285	1,325	1,366	1,056	1,168	1,280
		1,149	813	892			
利用人数	人/月	68	69	70	66	73	80
		78	66	66			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における訪問系サービスの利用については、各年とも見込みを下回っていますが、利用者数、利用時間ともに増加が見込まれます。

障がいのあるかたの在宅生活を支える重要なサービスとして、地域生活への移行や新規の利用者の増加を勘案し、今後も増加を見込んで利用量を設定します。また、必要なかたが適切にサービスを利用できるよう、サービスについての周知を図るとともに、事業所等への情報提供を通じて、サービス利用へのアクセスとサービス供給の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常に介護等の支援が必要な一定の障がいのあるかたに対し、主に日中において、入浴・排せつ・食事等の介護や、創作的な活動・生産活動などの機会を提供するサービスです。

生活介護	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	3,651	3,801	3,957	3,762	3,798	3,834
		3,583	3,781	3,699			
利用人数	人/月	173	180	187	209	211	213
		182	186	195			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、ほぼ見込み通りとなっています。

身体能力・日常生活能力の維持・向上に向けた重要なサービスであることから、今後も新規利用や地域生活移行の推進等により、利用者の増加傾向が続くものとして今後も増加を見込んで利用量を設定します。

②自立訓練（機能訓練）

入所施設や病院を退所・退院した後や特別支援学校を卒業した後に、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要なかたについて、身体的リハビリテーションの継続や生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行うサービスです。このサービスは原則的に1年6か月間の利用が可能です。

自立訓練 (機能訓練)	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	22	25	26	20	20	20
		0	0	0			
利用人数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間中においては、一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

③自立訓練（生活訓練）

入所施設や病院を退所・退院した後や特別支援学校を卒業した後に、地域生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けて、一定の支援が必要なかたについて、入浴・排せつ・食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行うサービスです。このサービスは原則的に2年間の利用が可能です。

自立訓練 （生活訓練）	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	44	44	44	70	85	100
		169	83	68			
利用人数	人/月	2	2	2	2	2	2
		8	5	6			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを上回っています。

地域生活への移行にあたり重要なサービスであることから、今後も利用者の増加を見込んで利用量を設定します。

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのあるかたを対象に、原則2年間で、生産活動・職場体験などの活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上といった訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などを行うサービスです。

就労移行支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	366	448	520	160	184	208
		169	125	155			
利用人数	人/月	21	26	30	20	23	26
		13	7	17			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを下回っていますが、利用者数、利用日数ともに増加傾向となっています。

サービスは障がいのあるかたの一般就労への移行に向けた重要なサービスであることから、今後も継続的な利用の増加があるものとして利用量を設定します

また、一般就労の促進に向けて、雇用行政機関や就労支援事業所等と緊密に連携し、受け入れ体制の充実を図ります。

⑤就労継続支援（A型）

企業などに就労することが困難な障がいのあるかたで、継続して就労することが可能なかたに、原則、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

就労継続支援 （A型）	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	64	64	64	120	120	120
		129	97	158			
利用人数	人/月	4	4	4	10	10	10
		7	6	10			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを大きく上回っています。

今後も一定の利用があるものとして利用量を設定します。

⑥就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態などの理由で、企業などに雇用されることが困難な障がいのあるかたに対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労継続支援 （B型）	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	1,811	1,851	1,892	1,936	2,112	2,288
		1,795	2,040	2,133			
利用人数	人/月	95	97	99	121	132	143
		99	110	127			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを上回っており、利用者数・利用日数ともに年々増加する傾向にあります。

今後も、就労継続に向けた重要なサービスとして、新規利用者の増加を考慮し、利用量を設定します。

地域生活移行の推進により、一層の需要増が見込まれることから、引き続き市内及び近隣事業所の協力を得て、受け入れ体制の充実に努めます。

⑦就労定着支援

就職後6か月以上、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携し、事業主に対する助言や職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

就労定着支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	5	7	10	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを下回っていますが、就労後の不安等を解消し、安定した就労を維持する上で重要なサービスであることから、一定の利用者数を見込み、利用量を設定します。

サービスの確保に向けて、国の方針等を踏まえた情報提供等を行い、事業者への周知を図ります。

⑧療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護が必要な障がいのあるかたに対し、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

療養介護	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	11	11	11	12	12	12
		11	11	12			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年ともほぼ見込み通りとなっています。

今後も一定の利用があるものとして利用量を設定します。

⑨短期入所（ショートステイ）【福祉型・医療型】

居宅において、その介護を行うかたの疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのあるかたに、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の必要な保護を行います。

短期入所 【福祉型】	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	61	64	67	160	170	180
		215	130	117			
利用人数	人/月	16	17	18	16	17	18
		24	22	12			

短期入所 【医療型】	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	31	31	31	40	40	40
		10	12	1			
利用人数	人/月	4	4	4	4	4	4
		7	5	3			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、年度により見込み値を上下しています。

直近の利用者数は減少しておりますが、障がいのあるかたの自宅生活を継続するうえで重要なサービスであることや、新規利用者の増加を見込み、利用量を設定します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのあるかたで一人暮らしを希望するかた等に対して、定期的又は必要に応じて利用者の居宅を訪問し、生活上の課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

自立生活援助	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	3	3	3	3	3	3
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

地域生活への移行が進む中、利用者の安心を確保するために重要なサービスであることから、一定の利用を見込んで利用量を設定します。

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がいのあるかたに、共同生活の住まいにおいて、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

共同生活援助 (グループホーム)	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	93	100	107	102	102	102
		93	98	104			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年ともほぼ見込み通りとなっています。

第6期計画期間中においても、引き続き一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

③施設入所支援

施設に入所する必要がある障がいのあるかたに、主に夜間、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。

施設入所支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	94	94	94	102	102	102
		99	107	103			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込み値を上回って推移しています。

直近は利用者数が増加傾向となっていますが、共同生活援助（グループホーム）の確保等により、地域生活移行者が増加することを勘案し、入所者の増減なしとして利用量を設定します。

④宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいのあるかたに、一定期間、居住の場を提供して、地域での自立した生活に向けて生活能力等の維持・向上の訓練その他の支援を行うサービスです。

宿泊型自立訓練	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、見込み通りの推移となっています。

第6期計画期間中においても、引き続き一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援

障がいのあるかたの自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス利用計画を作成し、必要なサービスの利用について計画的なプログラムに基づく支援を行うものです。

計画相談支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	59	62	65	63	66	69
		59	75	60			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、年度により見込み値を上下しています。

第6期計画期間中においては、モニタリング等も含め今後も利用者が増加するものとして、利用量を設定します。

②地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのあるかたなど、地域生活への移行者に対して、移行の際に必要な障がい福祉サービス等の利用プログラムを作成するサービスです。

地域移行支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間中においては、地域生活への移行に向けて一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

③地域定着支援

居宅において、単身又は同居している家族による支援を受けられない障がいのあるかたや、地域生活への移行者等に対して、地域生活を定着させるために必要な障がい福祉サービス等の利用プログラムを作成するサービスです。

地域定着支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間中においては、地域生活への移行に向けて一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

第3節 障がいのある児童支援サービス

①児童発達支援

障がいのある未就学の児童に対し、通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

児童発達支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	654	782	908	852	876	924
		733	684	719			
利用児童数	人/月	89	107	125	142	146	154
		114	115	142			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、利用日数は年度により見込み値を上下していますが、利用児童数は大きく増加しています。

第6期計画期間中においては、今後も利用者が増加するものとして、利用量を設定します。

②放課後等デイサービス

障がいのある就学児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

放課後等 デイサービス	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	1,469	1,597	1,723	1,747	1,852	1,963
		1,362	1,416	1,648			
利用児童数	人/月	101	111	121	163	179	187
		98	105	140			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、利用児童数、利用日数ともに増加傾向にあります。

第6期計画期間中においては、今後も利用者が増加するものとして、利用量を設定します。

③保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある児童に対し、関連施設で指導経験のある児童指導員や保育士が訪問を行い、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

保育所等 訪問支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	4	7	10	4	4	4
		0	0	0			
利用児童数	人/月	4	7	10	4	4	4
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間中においては、一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

また、サービスの確保に向けて、事業所に対する情報提供を行うとともに、専門の児童指導員や保育士の育成を支援します。

④医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的支援が必要と認められた児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況に応じて治療も行います。

医療型 児童発達支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	40	40	40	—	—	—
		0	0	0			
利用児童数	人/月	2	2	2	—	—	—
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間中においても、利用児童数、利用日数ともに見込みませんが、本サービスについては、医療分野との連携が必要となることから、関係機関との調整を進めながらサービスの提供を図ります。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童に対し、居宅を訪問して発達に係る支援を行います。

居宅訪問型 児童発達支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ日数	人日/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			
利用児童数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、実績がありませんでした。

第6期計画期間においては、利用者の発達支援に向けて一定の利用を見込んで利用量を設定します。

⑥福祉型児童入所支援

入所により、障がいのある児童に日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービスです。

福祉型 児童入所支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用児童数	人/月	9	9	9	5	5	5
		7	5	5			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年とも見込みを下回っています。

第6期計画期間中においては、継続して一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

⑦医療型児童入所支援

入所により、障がいのある児童に日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービスです。医療型では、福祉サービスに併せて治療も行います。

医療型 児童入所支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用児童数	人/月	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、ほぼ見込み通りに推移しています。

第6期計画期間中においては、継続して一定の利用があるものと想定し、利用量を設定します。

⑧障がい児相談支援

障がいのある児童が、障がい児サービスを利用するための利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

障がい児 相談支援	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用児童数	人/月	30	33	36	80	93	106
		45	58	70			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中における本サービスの利用については、各年度とも見込みを大きく上回って推移しています。

第6期計画期間中においては、障がいのある児童の効果的なサービス利用に向けた重要なサービスであることから、利用者の増加を想定し、利用量を設定します。

⑨医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

分野横断的な支援の調整とともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援体制づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

コーディネーターの配置	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
コーディネーターの人数	人	0	1	1	2	2	2
		2	2	2			

※第5期の上段は見込み、下段 30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

●現状と今後の方向性

第5期計画期間中のコーディネーターの配置については、2名となっています。

第6期計画期間中においても、関係機関と連携しながら継続してコーディネーターの配置を見込みます。

第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

①理解促進研修・啓発事業

障がいのあるかたが、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、障がいに対しての理解を深めるための研修・啓発を実施し、地域のかたへの働きかけを強化することで、共生社会の構築を図ります。

理解促進研修 ・啓発事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施件数	件/年	2	2	2	2	2	2
		2	2	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

②自発的活動支援事業

障がいのあるかたが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その家族や地域のかた等による自発的な取り組みを支援することで、共生社会の構築を図ります。

自発的活動 支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ア) 障がい者 教養講座	箇所	2	2	2	2	2	2
		2	2	2			
イ) 宿泊体験 ホーム	箇所	1	1	1	-	-	-
		1	1	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

③相談支援事業

ア) 障がい者相談支援事業

本市では、常勤の相談支援専門員が配置されている相談支援事業者に事業を委託し、障がいのあるかた及びその保護者、又は介護を行う者の相談・支援及び必要な援助を行うことにより、障がいのあるかた等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関等と連携を図りながらきめ細かな支援を行います。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応を可能とし、相談支援機能の強化を図ります。また、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していますが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な知的障がい又は精神障がいのあるかたに対し、入居に必要な調整・手続きに係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのあるかたの地域生活を支援します。

相談支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ア) 障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		2	2	2			
イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
ウ) 住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのあるかた、又は精神障がいのあるかたに対し、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度を利用するための支援を行います。

成年後見制度 利用支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数	件/年	4	5	6	2	2	2
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度 法人後見支援 事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施有無	—	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑥意思疎通支援事業

館林市きずなを結び共に育む手話言語条例に基づき、聴覚、音声機能、言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障があるかたに、周りのかたとの意思疎通を図るため、援助となるような手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

また、専任の手話通訳者を設置し、意思疎通を図ることに支障があるかたが来庁した際に、庁内用務に係る通訳業務及び一般相談、手話通訳者・要約筆記者を派遣するためのコーディネートなどの支援を行います。

意思疎通支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ア) 手話通訳者 設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
イ) 手話通訳者 派遣事業	人/年	150	150	150	160	160	160
		183	223	160			
ウ) 要約筆記者 派遣事業	人/年	20	20	20	10	10	10
		4	12	3			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのあるかたの日常生活の便宜を図るため、聴覚障がい者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、又は貸与を行います。

日常生活用具 給付等事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ア) 介護・訓練 支援用具	件/年	3	3	3	3	3	3
		4	3	1			
イ) 自立生活支 援用具	件/年	13	13	13	5	5	5
		5	6	3			
ウ) 在宅療養等支 援用具	件/年	6	6	6	10	10	10
		11	4	9			
エ) 情報・意思 疎通支援用具	件/年	8	8	8	8	8	8
		8	6	3			
オ) 排泄管理支 援用具	件/年	1,534	1,548	1,562	1,641	1,671	1,701
		1,537	1,601	1,594			
カ) 居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	5	5	2	2	2
		1	4	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑧手話奉仕員養成研修事業

館林市きずなを結び共に育む手話言語条例に基づき、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したかたを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのあるかたの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手助けをします。

手話奉仕員 養成研修事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
修了者数	人/年	18	20	22	30	30	30
		25	18	—			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのあるかたについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

移動支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用時間数	時間/年	1,626	1,841	2,084	1,000	1,000	1,000
		1,483	1,307	779			
実利用者数	人/年	25	26	27	27	28	29
		21	27	22			
事業所数	箇所	12	12	12	11	11	11
		11	11	11			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑩地域活動支援センター事業

障がいのあるかたが、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動を行う機会の提供及び社会との交流の促進等、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、地域生活を支援します。

また、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのあるかたに対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するなど、地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター機能を充実強化します。

地域活動支援センター事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用者数	人/年	742	753	764	742	753	764
		639	645	630	(163)	(165)	(168)
事業所数	箇所	3	3	3	3	3	3
		3	3	3			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

※第6期の「延べ利用者数」上段は本市分及び他町（板倉町・明和町・千代田町・邑楽町・大泉町）利用分の合計、下段は他町利用分の内訳。

⑪福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのあるかた（ただし、常時介護、医療を必要とする状態にあるかたを除く）で現に住居を求めているかたについて、低額な料金で居室その他の設備を利用させていただくとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

福祉ホーム事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	人/月	2	3	3	1	1	1
		1	1	1			
事業所数	箇所	2	3	3	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑫訪問入浴サービス事業

訪問入浴車で訪問し、看護師、ヘルパーを含めた 3 人でサポートし、居宅において入浴サービスを提供することで、入浴が困難な在宅の身体障がいのあるかたの身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域生活を支援します。

訪問入浴サービス事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	人/月	4	5	6	3	3	3
		3	3	3			
事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑬日中一時支援事業

日中において監護するかたがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのあるかたの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、日中、障がい福祉サービス事業所や施設等において、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、その他の支援を行います。

日中一時支援事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	人/年	102	103	104	70	74	78
		80	66	62			
事業所数	箇所	11	12	13	7	7	7
		7	5	6			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑭社会参加促進事業

障がいのあるかたの社会参加を促進することを目的として、次のような各種事業を行います。

社会参加促進事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	19	19	19	24	24	24
		24	24	24			
イ) 点字・声の広報等発行事業	箇所/年	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
ウ) 自動車運転免許取得費補助事業	件/年	1	1	1	1	1	1
		0	0	1			
エ) 自動車改造費補助事業	件/年	2	2	2	1	1	1
		0	1	1			
オ) その他の社会参加促進事業（医療的ケア事業）	箇所/年	6	6	6	2	2	2
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段 30 年度・R1 年度は実績、2 年度は見込み。

⑮知的障がい者職親委託事業

知的障がいのあるかたの自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等に職親として預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な基礎を身につけていただくとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、就労の機会と福祉の向上を図ります。

知的障がい者 職親委託事業	単位	第5期			第6期		
		30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

※第5期の上段は見込み、下段30年度・R1年度は実績、2年度は見込み。

第5章 計画の円滑な推進に向けて

第1節 関係機関等との連携強化

計画の推進にあたっては、関連制度等の的確な把握なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県、近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めるとともに、関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

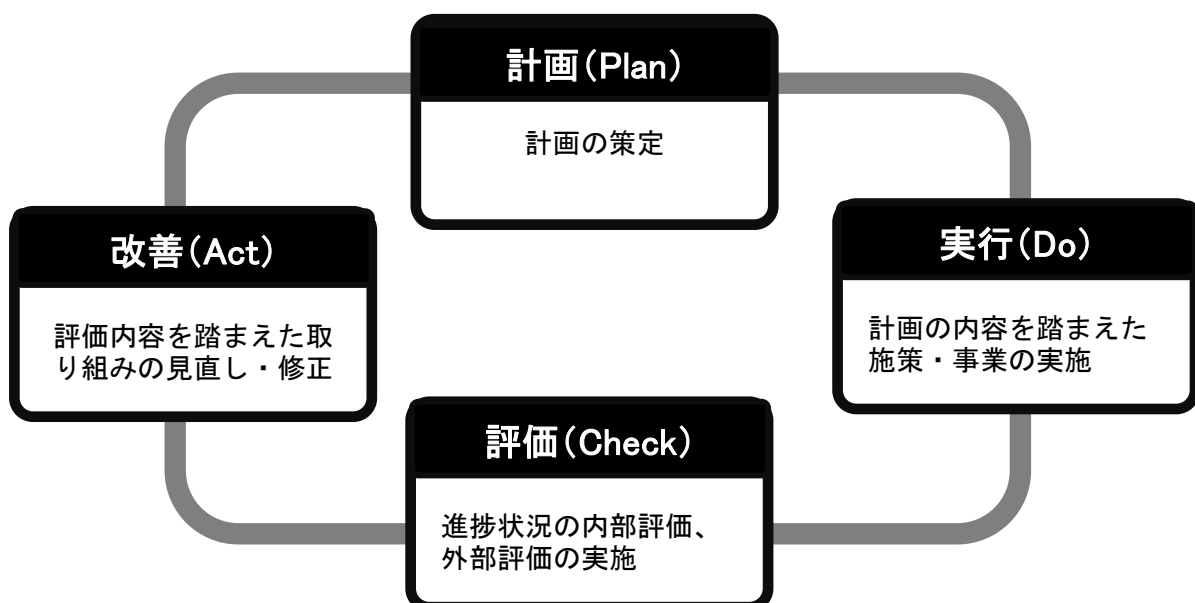
さらには、障がいの有無に関わらず、すべての市民が障がい者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、計画書の市ウェブサイトへの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。また、関係機関・団体などと幅広い連携・協力のもと、本計画の取り組みを推進します。

第2節 計画の進行管理・評価

計画の着実な実施に向けて、施策・事業の実施状況について、多様な視点から定期的に点検・評価を行い、その結果を施策・事業の実施に反映させていくことが重要です。

「館林市外五町地域自立支援協議会」を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と評価に基づく改善を行います。

■PDCAサイクルに基づく計画の進捗管理



第3節 支援の円滑な実施の確保に向けて

障がい福祉サービス、障がいのある児童福祉サービス、地域生活支援事業等の支援を円滑に実施するための取り組みとして、次の事項を推進します。

①障がいのあるかた等に対する虐待の防止

障がいのあるかたへの虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取り組みにより、権利擁護を推進します。

②意思決定支援の促進

重度の知的障がいや精神障がい等意思決定に支援を要するかたの地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業の活用を促進します。

③障がいのあるかた等の活動支援による社会参加等の促進

障がいのあるかたの社会参加・生きがいづくりや健康増進に向けて、障がいのあるかたが取り組むスポーツ・レクリエーション活動や各種講座を充実するとともに、障がいのあるかたとないかたが共に楽しめる活動機会の充実に努めます。

④障がいを理由とする差別解消の推進

障がいのあるかたの自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障がいへの理解や啓発に努めます。

⑤事業所における利用者の安全確保への取り組みや研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所が、日頃から地域住民と緊密な関係を構築するとともに、災害時において地域と連携して利用者等の安全確保を行えるよう、支援を行います。また、利用者が安心して生活できるよう、職員の研修等、技能向上に向けた取り組みへの支援を行います。

資料編

1 館林市外五町地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 障がい者の地域生活を支援するために、相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくり及び地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークにおいて、中核的な役割を果たす定期的な協議、検討を行うために設置する館林市外五町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(設置主体)

第2条 協議会は、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、及び邑楽町（以下「一市五町」という。）が共同で設置する。

(協議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 市町の障害福祉計画等の進行管理及び評価に関すること
- (2) 市町の相談支援事業の運営に関すること
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保のための運営評価等に関すること
- (4) 困難事例及び地域課題の整理と対応に関すること
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (6) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (7) 関係機関の職員等の研修に関すること
- (8) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関すること
- (9) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有に関すること
- (10) 障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析に関すること
- (11) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること
- (12) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関すること
- (13) その他、地域の障がい福祉に関し、協議会が必要と認めること

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者、または議案に関係する者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい当事者または障がい者関係団体に属する者
- (7) 行政担当者
- (8) その他、協議会が適当と認める者

(会長等)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、正事務局の主管課の長とし、副会長は副事務局の主管課の長とする。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を招集し、議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第6条 全体会議は、第7条で規定する定例会議での決定に基づき開催する。

- 2 全体会議の構成員は、第4条の規定による構成員とする。なお、必要に応じて関係機関の職員等に出席を求めるものとする。
- 3 全体会議は、定例会議から提案のあった事項の協議、及び報告を行う。

(定例会議)

第7条 定例会議は、原則毎月1回開催する。

- 2 定例会議の構成員は、第4条の規定による構成員とする。
- 3 定例会議は、第3条の規定による事項全般に関して協議を行う。

(部会)

第8条 部会は、定例会議での決定に基づき設けることができ、構成員からの求めに応じて随時開催する。

- 2 部会の構成員は、第4条の規定による構成員、または個別の議案・事例に関係する者とする。なお、必要に応じて専門機関の職員等に出席を求めるものとする。
- 3 部会は、個別の議案・困難事例の対応を検討、及び地域における課題等の協議を行う。
- 4 部会における協議の経過、及び結果は、定例会議で報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、建制順に基づき一市五町の輪番で行う。

2 事務局の任期は一年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

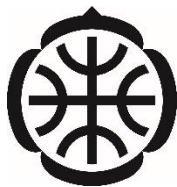
第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は一市五町が協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月21日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



第6期館林市障がい福祉計画・
第2期館林市障がい児福祉計画
令和3年度～令和5年度

発行：館林市

編集：館林市保健福祉部社会福祉課

所在地：〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL：0276-47-5128（ダイヤルイン） FAX：0276-72-4210

発行年月：令和3年3月